

令和3年1月13日

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に関するお願いについて

九戸村新型インフルエンザ等対策本部
本部長 晴 山 裕 康（公印省略）

令和3年1月7日、国による緊急事態宣言が発令されたことに伴い、村では、特別措置法に基づく「九戸村新型インフルエンザ対策本部」を設置致しました。

村対策本部では、皆様に慎重な行動をとっていただくため、以下のとおりお願いすることといたしました。重症化のリスクが高いとされる高齢者や基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患など）がある方は特にご注意願います。

ご不便をおかけいたしますが、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

記

【緊急事態宣言が発令されている地域との往来】

不要不急の帰省や旅行など、緊急事態宣言が発令されている地域との往来は、感染拡大防止の観点から自粛すること。

【感染が拡大している地域との往来】

直近1週間の新規患者数が15人以上の地域や不要不急の往来や外出の自粛をお願いしている地域との往来は慎重に判断すること。

【基本的な感染対策の徹底】

- (1) 常時マスクの着用、手洗い、咳エチケット、室内の換気、湿度の調節
- (2) 三密（密閉、密集、密接）での会合等の回避
- (3) 毎日の体温測定など健康状態の確認
- (4) 発熱、咳等の体調不良時には外出を控え、「かかりつけ医」「受診・相談センター」への相談と積極的な検査の実施

【事業所】健康状態・行動歴の記録

感染対策の徹底、従業員の健康状態と行動歴の記録を推奨すること。

【接待を伴う飲食店の利用者と従業員】接触情報、連絡先情報の記録

接触情報、連絡先情報を記録すること。

【思いやりの気持ちと冷静な行動】

感染された方々やその家族などに対する差別、偏見、誹謗中傷は決して許されません。相手を思いやる気持ちを持ち、冷静に行動すること。

※緊急事態宣言が発令されている地域・感染が拡大している地域は次のとおり

1 緊急事態宣言が発令された地域（1都3県）

東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県

2 感染が拡大している地域

（1）直近1週間の新規患者数が15人以上の地域

栃木県、宮崎県、大阪府、京都府、福岡県、岐阜県、愛知県、兵庫県、
沖縄県、長崎県、広島県、熊本県、滋賀県、群馬県、奈良県、岡山県

（2）不要不急の往来や外出の自粛のお願いを実施している地域

北海道（札幌市、旭川市）、福島県（福島市）、栃木県、群馬県、茨城県（結城市、常総市、ひたちなか市、稲敷市、城里町、阿見町、土浦市）、
愛知県、岐阜県、三重県、大阪府、兵庫県、長崎県

※不要不急の往来に該当しない場合（例）

- ・会社の業務での出張（※ 医療関係者をはじめ県民生活に不可欠なサービスの提供に係る出張、リモート対応が困難な業務による出張など）
- ・病院への通院
- ・親などの介護
- ・就職活動
- ・入学試験